

# 委員提出資料

## 目 次

- 王寺 直子 委員提出資料 . . . P . 1
- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P . 3
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 5
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 12
- 大川 洋二 委員提出資料 . . . P . 14
- 木村 義恭 委員提出資料 . . . P . 16
- 中正 雄一 委員提出資料 . . . P . 18
- 長田 朋久 委員提出資料 . . . P . 22

令和2年10月5日

第53回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

## 意見書

### 1) 待機児童対策における保育者の確保について

第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の集計結果では、次の5年間の間(令和2～6年度)に全国で約14万人分の保育施設の確保が必要であると予測され、保育者も常勤換算数で約2万人程度が必要となると試算されている。現段階でも全国的に保育者不足が問題となっており、需要があっても、定員まで園児を受け入れることができない園も存在する。各園では保育者確保のために日々尽力しているが、思うように集まらない園も存在する。

保育の現場・職業の魅力向上検討委員会の報告書にもあるように、認定こども園等は、今まで以上にこの職業の魅力を広く地域社会に発信し、働きたい職業となるよう、職場環境の整備を行わなければならない。併せて自治体では施設とのマッチングや関係機関とのネットワークの構築を積極的に行うなど、一人でも多くの保育者を確保することができるよう、喫緊の課題として取り組んでいただきたい。

### 2) 保育者が専門職として生涯働ける魅力ある職場づくりに向けて

長時間労働や出産・育児等を契機に離職している実態があることを踏まえ、幼児教育・保育の質の中核を担う保育者が安心して生涯働くことができるよう、保育者の勤務環境の改善を図っていく必要があると共に保育者の地位の向上も不可欠な問題である。もちろん各園が自助努力を行わなければならない部分も多くあるが、個々の問題のみに留まらない問題も多くあるため、自治体をあげて幼児教育・保育現場を支援する取組を継続的に行っていただくようお願いしたい。

### 3) 重層的支援体制整備事業の創設について

地域共生社会推進の観点から重層的支援体制整備事業が創設された。その中には子ども分野として「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」が含まれている。現在、この2つの事業については「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」内に位置付けられており、個別事業として実施されている。重層的支援体制整備事業は「市町村の手上げによる任意事業」とされているため、仮に重層的支援体制整備事業内に含まれることにより「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」の2つの事業を「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」から除外するようなことがあった場合、現在と同条件で事業が継続することができることはもちろんのことであるが、保護者とその子どもを守るセーフティネットとして大変重

要な役割を果たしている2つの事業であるため、この事業に参加しない市町村では「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」が行われなくなってしまうことがないよう配慮いただきたい。

また、認定こども園では子育て支援事業が必須となっており、各園積極的に取り組んでいるところであるが、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」の条件を満たしているにもかかわらず、受託できないケースも存在する。条件を満たしている園については積極的に参加できる、または同等の加算を受けられるような制度設計と自治体の柔軟な対応をお願いしたい。

令和2年10月5日(月)

## 第53回子ども・子育て会議意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
理事長 奥山千鶴子

### 1. 地域子ども・子育て支援事業の拡充を

新型コロナウイルス感染症の拡大、児童虐待予防体制の構築のためにも、今回発表された第2期市町村子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量を踏まえ、確実な確保方策の推進を図ってください。

#### 利用者支援事業

3類型のうち、母子保健型は2020年度中にすべて自治体での実施が求められていることから、基本型と特定型の量的拡充が実際の目標をされるべきである。今回の数値では、3類型まとめられているが、今後3類型ごとの集計にすべきと考える。

#### 夜間養護等事業(トワイライト事業)

令和6年度の目標値が、現状の3倍になっているが、今後どのように拡充していくのか、計画の見通しはどうか。

#### 一時預かり事業(幼稚園の在園児以外)

量の見込みと確保方策の数字がかけ離れているが、今後どのように拡充していくのか、計画の見通しはどうか。

### 2. 子ども・子育て支援のための安定的財源の確保

資料2の「経済財政運営と改革の基本方針2020」にも記載されている少子化対策について、少子化社会対策大綱に基づき、将来の子どもたちに負担と先送りすることのないよう、「安定的財源」の確保が必要である。子どもと子育てに関わる団体が一丸となって世論を高めその対応にあたるべきと考える。

### 3. 共生型社会の実現に向けた社会福祉の改正(重層的支援体制整備事業の創設)について

高齢、障害、困窮等、分野や世代を超えて地域住民が地域で暮らしていくことを推進していく大枠についてはその必要性も理解している。手上げ方式で来年度より、市区町村で実施が可能となるが、いくつか確認したい。

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業が対象となっているが、各事業の実施要綱に基づき、それぞれの事業の対象者、基準、人員配置、設備といったものがすべて補償されていること。子ども・子育て支援事業計画にその実施数としてカウントされる対象となっていること。

自治体が全体計画、予算を決める際には、関係事業者すべての合意がとれるような仕組みを創設すること。

自治体直営の事業の場合であっても、子ども・子育て支援給付金からどのように出金され、どの事業に配分されているのかが、明らかにされるべきである。限られた子ども分野のお金が効果的に使われているかどうかのチェック体制が求められる。

以上

2020年10月5日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長  
(財)日本病児保育協会 理事長  
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定NPO法人フローレンス 代表理事  
医療法人社団ペルル 理事長  
駒崎弘樹

## 意見書

**3歳以上児を受け入れる国家戦略特区小規模保育施設を、卒園後の受け皿を担う連携施設として認めてください。**

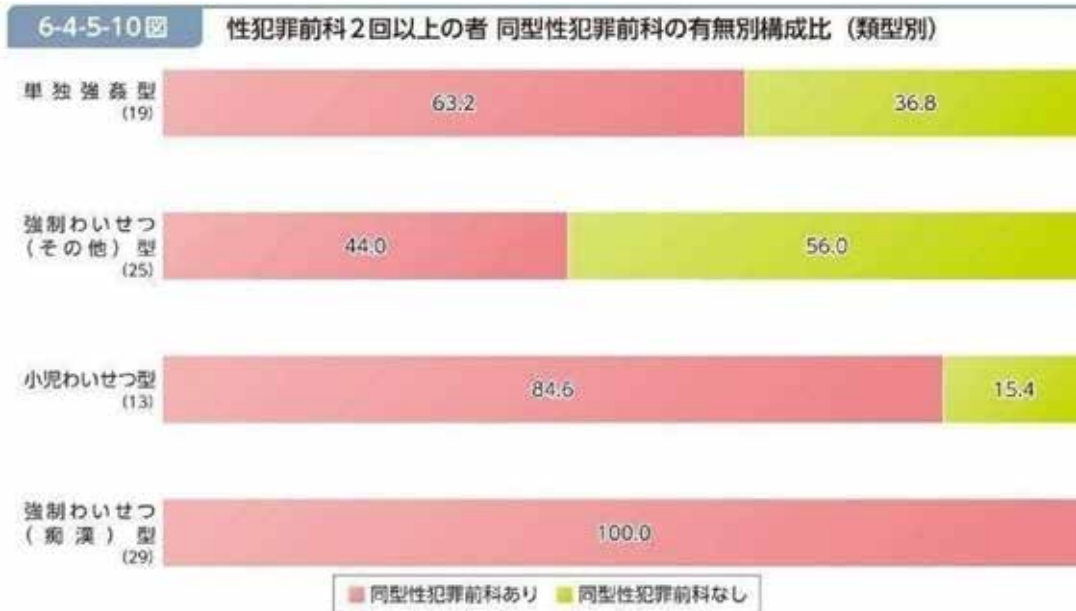
- 1 現行の制度では、特区小規模保育施設（以下「特区小規模」）は、3から5歳児の定員を設定する施設であるにも関わらず、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の連携施設となることはできないとされています。
- 1 全国に先駆けて特区小規模を開設した大阪府堺市では、家庭的保育事業等と協定を締結することにより、家庭的保育事業等の卒園児を優先的に受け入れることができるとしています。
- 1 既存の小規模保育事業に近接した場所に特区小規模を開設し、日頃から保育について連携協力を行っているため、卒園後の移行もスムーズです。
- 1 平成31年4月、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正され、同法第四十二条5項では、**卒園後の受け皿を担う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、企業主導型保育事業、又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設から確保できること**となっています。
- 1 保育所や幼稚園、認定こども園と同様に、特区小規模を連携施設として認めて頂くか、第四十二条第5項に追加頂くことをお願いいたします。

**わいせつ行為を行った保育士の免許が失効したことを確認できる期間を、教員と同様に40年にすることを求めます。**

- 1 児童福祉法第十八条の五に明記されている通り、保育士は犯罪行為によって

免許が取り消されたとしても、2年が経過すると、免許の再取得が可能になっています。

- 1 一方で、子どもに対する性犯罪は極めて常習性、再犯性の高いものです。法務省の調査では、小児わいせつで検挙された犯罪者の84.6%が、やはり小児わいせつの前科を持っていたことが明らかになりました。（参照元：平成27年版犯罪白書，法務総合研究所）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ（痴漢）型」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ（その他）型」は、強制わいせつ（痴漢）型以外のものをいう。  
 3 「同型性犯罪前科」は、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科をいう。ただし、強制わいせつ（痴漢）型の同型性犯罪前科には、条例違反（痴漢）型を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

- 1 さらに、小児性愛障害の専門家である斉藤章佳氏らによって、小生性愛障害を持つ者は、性嗜好が職業選択の基準となっている可能性が指摘されています。例えば免許が取り消されても、子どもと関われる別の現場に転職したり、元の保育士に戻っていたりします。
- 1 この問題は、教育分野でも長く指摘されてきました。現行法では、免許が取り消されても3年後には再取得が可能で、教員の処分歴を検索するデータベースでも情報が開示されなくなっていました。しかしこのほど、文部科学省はわいせつ行為などで教員免許を失効したことを確認できる期間を40年に延長する方針を示しています。
- 1 しかしながら、もし保育士の欠格事由が現状のまま据え置かれてしまうと、せっかく教育分野から締め出すことのできた性犯罪者が、保育業界に流れ込んでくる可能性があります。そんなことが許されていいはずがありません。
- 1 田村厚生労働大臣も、本件について前向きな意見をメディアからのインタビューで述べています（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200918/k10012624681000.html>）
- 1 子どもたちを性犯罪から守るため、保育士の欠格事由を教員並みに引き上げることを求めます。

## コロナ禍における、保育所監査の簡略化・分散化・オンライン化を求めます。

今年度、コロナ禍においても、保育所監査が通常通り実施されております。長時間の対応を迫られている実情に関し、保育所側の負担が大きいため一部簡略化・分散化・オンライン化などの対応を含め、ご配慮いただくことをお願いいたします。

保育士たちの現場は、エッセンシャルワーカーとしてコロナによる自粛要請期間も含め、開所をしてきております。現在も感染者クラスタが生まれぬよう細心の注意をもって開所をしております。また、2月からの長期戦のため、職員は心労や保護者・行政対応も含め疲弊をしており、特に小規模保育所のような少人数スタッフでの対応には一部限界が出ているところもあります。

感染症対策で職員と在園児以外の保育室出入りを禁じている園もあり、その対策も適正に行っているところです。

しかし、職員室も別室として大きな空間の無い小規模保育所に、監査対応のため、行政の職員が入れ代わり立ち代わり多数出入りすることで危険を増している現状があります。特に午睡現場チェックや給食室等の立ち入りは今、この時期に取り立てて行うことが適切であるか疑問を感じざる得ません。

そこで、下記のような対応等を検討していただくことはできないでしょうか。

- Ⅰ 監査の簡略化・分散化。
  - 例えば書類チェックなどは毎回同じものを書面で見ただけですので、現場でする必要はないのではないかと考えます。場合によっては役所に園スタッフがお持ちしたり事前に提出して、一通りチェックするなど可能ではないでしょうか。
  - また、保育室に見に行くべき行政職員は、現場チェックの人間だけに絞るなど対応はできないものでしょうか？最低でも前日にPCR検査受けた方のみでの訪問対応でお願いできないでしょうか。（マスクやフェイスシールドのみでの完全防護は不可能であるということは論を待ちません）
  - 緊急でない検査項目を絞るなど、時限的な対応は感染症の間だけでもできないものでしょうか。
- Ⅰ オンライン化
  - チェックする書類の大半は、すでに役所に提出しているものであったり、ICT化されているにもかかわらずわざわざ監査用にプリントするものばかりです。原本確認と称して印鑑を確認に来ることであれば、必ずしも現場でなくても良いかと思えます。認可保育所における施設調査書のようなものをオンラインで確認し、疑義があったり確認したい項目だけを箇条書きにして事前に通告いただくなどの形であれば、監査自体のオンライン化・時短化も可能なのではないかと考えます。

## 指導監査における原本主義（印鑑主義）の変更を求めます。

- Ⅰ 電子書面原本化の許諾。
- Ⅰ 役所提出書類の電子化（既に企業主導型は済）



- Ⅰ 会計書類電子化、決裁書類電子化、電子契約書の許諾（現在はすべて印紙付きの原本確認になっている）、
- Ⅰ 重要事項説明書などの掲示物の電子化（現在は紙掲示義務）
- Ⅰ 契約行為や入札行為などの電子化（行政も一部電子化しているのに、施設には旧来の立ち合い、紙での札入れを求めている）

など、印鑑主義が保育の効率化の阻害要因になっています。

昨今、印鑑の廃止も含めたペーパーレス化、ICT化が著しく進んでおり、保育現場も例外ではありません。国の行政現場における印鑑主義の改善に合わせ、保育の印鑑主義も変更をしていただきたく思います。

また、役所から発行された書類の原本を確認に来るとするのも本当に必要なプロセスなのでしょうか？（役所内における発行済原本の控えの確認やナンバリングによる電子的管理はできないのでしょうか？）

現在の実態としては、印鑑主義のため、全ての領収書、手紙、書類に園長決裁確認印をつくよう指導されていますが、シャチハタ印よりも電子決裁システムの方が正確で錯誤がなく、ごまかしもききません。不正防止の観点からも、現在の「園長印さえついてあれば何でもいい」という指導自体が適切なのかも問われていると思います。

また、役所の運営費なども含めすべての書類に理事長印を求められ、その印を押すために役所で全施設長が出向かなくてはいけないなどの非効率性が常態化しており、保育施設運営上の本質的ではない業務が多くなっております。

### 保護者の保育申請電子化、施設の入所調整電子化を求めます。

- Ⅰ 施設運営のみならず、保護者の書類も電子的にできるものが多く、認印や窓口提出などを簡略化は可能かと思えます。マイナンバーカードや、確定申告なども電子化されているのに、施設入所手続きができないはずがないと考えます。

### 居宅訪問型障害児保育の公定価格を引き上げてください。



- Ⅰ 居宅訪問型保育事業（障害児向け）は、障害、疾病等で保育園に通うことができない医療的ケア児を1対1で保育する精度です。

- 1 国の公定価格では、障害児を保育する場合には約4万2千円 / 月額が加算されていますが、これでは **事業は赤字続きで運営が成り立ちません。**

基本加算部分			
夜間保育加算		連携施設加算	
	処遇改善等加算	障害・疾病のある子どもを保育する場合	それ以外の場合
43,920	430 × 加算率	42,770	24,680

内閣府HP

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280401/a-3-4-houmon.pdf>

- 1 なぜなら、医療的ケア児を保育するためには、
- ・専門のスタッフを採用し、たんの吸引や経管栄養等の**医療的ケアができるよう、2ヶ月をかけて育成を行う必要があること、**
  - ・胃ろう・腸ろうなどを使用している医療的ケア児の場合は、**保育士だけでなく看護師による見守りやバックアップが必要**であり、人手も労力もかかることから、**高コストにならざるを得ない**ためです。
- 1 令和元年12月10日第50回子ども子育て会議でもお示した通りですが、年間で3,500万程度の赤字となっております。

## 居宅訪問型保育事業における収支差の事例について

科目		金額	構成割合	
収益	Ⅰサービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 255,785	% —
		2 児童福祉事業収益	0	—
		3 その他	23,374	—
	Ⅱサービス活動外増減による収益	1 借入金利息補助金収入	0	—
		2 受取利息配当金収入	0	—
	Ⅲ特別増減による収益	0	—	
費用	Ⅳサービス活動増減による費用	1 人件費	235,586	92.1%
		2 事業費	918	0.4%
		3 事務費	30,768	12.0%
		4 その他費用	0	0.0%
	Ⅴサービス活動外増減による費用	1 支払利息	0	0.0%
	Ⅵ特別増減による費用	1 法人本部帰属費	24,126	9.4%
①収益計：Ⅰ（3その他収益を除く）＋Ⅱ		255,785	100.0%	
②費用計：Ⅳ＋Ⅴ＋Ⅵ		291,398	113.9%	
③収支差：①－②		-35,613	-13.9%	

※ 「令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」における有効回答である事業所データ（1事業所）から作成。  
 ※ 本表については、個別の事業所の収支差の状況を示すものであり、居宅訪問型事業一般の状況を表すものではないことに留意が必要。  
 ※ 費用の構成割合は、収益計（①）に対する割合。  
 ※ 収益・費用には、調査対象事業以外の事業（延長保育事業、一時預かり事業等、地方単独事業）も含まれ得る。

内閣府HP 令和元年12月10日 第50回子ども子育て会議配付資料

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_50/pdf/ref2.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_50/pdf/ref2.pdf)

- Ⅰ この制度設計では、障害児に対して居宅訪問保育を提供する財務的インセンティブが働かず、事業者は一向に増えません。
- Ⅰ このままでは、医ケア児の保育の道も、医ケア児保護者の就労の道も断たれることとなります。公定価格の引き上げをご検討ください。（子ども一人あたりの公定価格60,000円程度の引き上げがあれば、健全な財政のもと安定した運営が可能です。）

（参考）子供一人あたりの保育にかかる費用合計と赤字額

公定価格	¥553,000		
費用合計	¥606,800		
担任人件費	¥350,000		
保育経費	¥29,800		
運営スタッフ人件費	¥140,000		
運営経費	¥23,000		
本社経費	¥64,000		
<b>赤字額</b>	<b>-¥53,800</b>		

消耗品費	¥7,800
スタッフ交通費	¥11,600
iPhone通信費	¥4,600
ウェブカメラ等費用	¥2,800
保険料	¥2,200
スタッフ予防接種等費用	¥800

研修費	¥5,500
寮費	¥3,500
福利厚生費	¥2,400
支払手数料	¥1,600
租税公課	¥5,600
園児募集広告費	¥3,400

(参考) 運営スタッフ人件費の内訳

子ども人数	38人
運営スタッフ数合計 (①~④)	14人
子ども一人あたり運営スタッフ数	0.4人
①事務スタッフ数	6
②保育スーパーバイザー	3
③看護スーパーバイザー	2
④代替保育要員	3

- I 以下の理由で、子ども一人あたりの運営スタッフを0.4人配置しています。
- 園長がいないため、運営スタッフが保育担任の育成、保護者とのコミュニケーションや事務対応を行う
  - 生まれてすぐに数ヶ月入院が必要なお子さんがほとんどで、病院退院時から在宅での生活に切り替えるために支援を行う保健師や訪問看護ステーションの看護師、療育施設など、多くの関係者によってお子さんと家族の生活が支えられており、保育を行うにあたり関係者とのカンファレンスを行ったり、地域の保育園との交流保育の実施など、多くの対応が必要となる

### 待機児童解消に向けた取り組み

#### (1)人材確保の懸念

現在の保育施設において、保育人材の確保が難しいと叫ばれている中、更なる受け皿拡大を図っていくことに対する懸念はどの地域においても生じることが予測される。

待機児童の受け皿拡大による人材確保に対しては、どのような対策が講じられるのかを示していただきたい。

現在の保育人材確保の現状はどうか。

今後の保育人材確保の見込みと可能性はどうか。

保育者養成校から一般企業への就職が増えていることや、保育者養成校への入学が減少していないかの実態把握(調査)が必要である。

#### (2)人材確保の懸念

教育・保育施設ではあいかわらず、人材不足が続き、各市町村による支援金競争もエスカレートし、財源のない弱小市町村は打つ手なしといった状態である。

保育者養成校の人材は一般企業への就活に流れる一方で、今年の大卒・短大卒の就職活動は新型コロナウイルスの影響で、困難をきわめているところで、内定をもらえていない学生が大勢いるとも聞く。

そこで、就職先が見つからない資格を持たない人材を補助保育教諭として採用できる仕組みを模索できないか、ご検討いただきたい。

例えば、一定の講習(オンライン含む)を受講すれば、保育教諭の準資格を発行し採用できる。(ただし、可能な仕事を限定し、主担任は不可、副担任やフリーは可等)場合によってはこの免許は5年限定等の方法もあり。現在の子育て支援員制度を拡充するなど幅広い人材をダイバーシティ化として検討してはどうか。

#### (3)待機児童対策としての幼稚園の活用について

現在の子育て環境では在宅の満1歳・満2歳・満3歳児(保育所で言う三歳未満児の幼児)の教育ニーズは高くなっている。

幼稚園ではこうした在宅の三歳未満児の教育に対する「子育て支援」を担っているところが少ない。

この教育ニーズに加えて、市町村で行なう子育て支援13事業のひとつである「一時預かり事業」の更なる充実を図ることで、在宅未就園の三歳未満児の子育て支援に、就労支援の要素を合わせた工夫ができないか検討してはどうか。

#### (4)待機児童対策としての幼稚園の活用について・・・私立幼稚園の預かり保育実施率は高い

人口増加傾向にある市町村では「子育てのための施設等利用給付」の2号認定が増加している幼稚園が増えているのではないかと思われる。また私立幼稚園の預かり保育実施率は高くなっており、1号認定家庭の就労率も増加傾向にある。

・預かり保育実施園数(令和元年度)

公立2,251園(70.5%)、私立5,846園(96.9%)、合計8,097園(87.8%)

私立幼稚園における「施設等利用給付」の2号認定は幼稚園の預かり保育を活用したものであるが、「教育・保育給付」の2号認定とは違う点として以下のようなハードルが考えられる。

・給食提供の問題(手作り弁当と給食の組み合わせ・自園調理以外の手段確保)

・長期休業中の利用料高額化の問題

・教育・保育給付の2号認定児と1号児の預かり保育利用者負担格差が未だ大きい問題

- ・「施設等利用給付」の増加による事業者（幼稚園、認定こども園）の人件費負担増が園全体の収支を大きく圧迫している（現在の利用者負担及び預かり保育補助額合計では新2号児の預かり保育増加による人件費負担増を賄えない現実がある）

これらを解消すると、午後5時から6時までの保育ニーズのある家庭は幼稚園を利用するケースも生まれ、11時間もしくはそれ以上の利用ニーズの家庭が長時間施設を利用できる可能性が高くなる。

幼稚園活用のための課題は何なのか、それを克服するための方策は何なのかを調査・検討することが求められる。

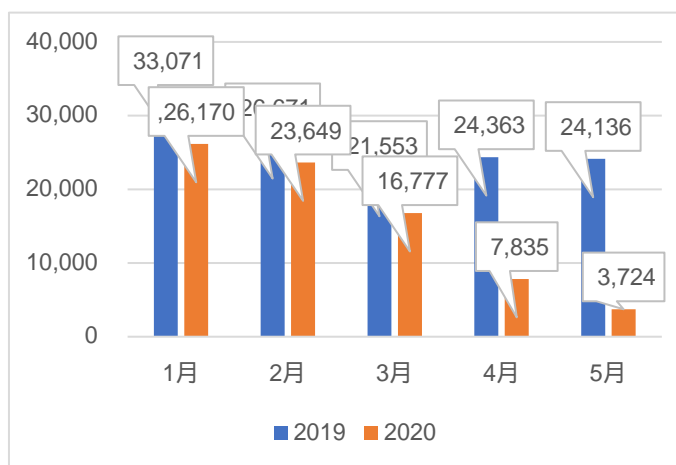
## 第 53 回子ども子育て会議提出資料

全国病児保育協議会会長大川洋二

- # 1. 病児保育交付金の算定方法の変更のお願い
- # 2. 厚生労働省による病児保育事業の調査について
- # 3. 保育従事職員借り上げ支援事業の病児保育従事保育士への適応について

### # 1 . 病児保育交付金の算定方法の変更のお願い

新型コロナウイルス COVID-19 の流行に伴い病児保育施設のご利用者は激減しております。病児保育に対する交付金の算定方法は基礎部分 + 改善分に加え利用実績による加算分があります。この加算分が大きな比重を占めております。したがって今回のような COVID-19 の影響によりご利用者が大幅に減少すると、加算部分の減少が大きく事業として成り立たなくなります。COVID-19 の流行は将来必ず終息します。国民が通常の生活を取り戻し、子どもたちが日常の活動を普通に行う日も必ず来ます。その時になって病児が利用できる病児保育施設が無くなっていてはその子供たちを預かる場所が無くなり、社会はセーフティネットを失うこととなります。この社会のセーフティネット機能を持つ病児保育事業の存続を図るために、算定方法を改めていただくようお願いします。基礎部分及び改善分の固定された交付金を増額し、加算部分の算定方法の改訂(加算される実績数の下限値の上昇等、現在の 50 人を 400 人とする等)あるいは地域の利用者数に相当する数を定員とする交付金の固定などご検討ください。協議会のアンケート調査では病児保育の利用者数は 4 月 32%、5 月 15%となっております(図参照:協議会調べ)。6 月以降では私の施設(うさぎのママ:定員 30 名)の利用率は 6 月 17%、7 月 20%、8 月 21%となっており、依然として利用率は低迷しております



## # 2 . 厚労省による病児保育運営状況調査について

令和元年度に厚生労働省より調査を行った病児保育事業運営状況に関する調査報告書があります。この調査対象は日本の病児保育事業全体を捉えており貴重なものです。しかしいくつかの問題点があります。回収率の低さ(回収率 27%)並びに全国病児保育協議会の調査結果との大幅な相違が多数存在します。事業運営状況調査にもかかわらず、交付金制度の相違、事業類型の差などを勘案せずに調査解析報告を行っております。協議会として7月にその乖離を埋めるべく意見書を提出しました。全国病児保育協議会の調査合結果との乖離についてその溝を埋めるべく、引き続き病児保育の実態をしっかりと把握するようお願いいたします。実態を反映した調査結果の基に病児保育事業が適切に行えるような新たな施策の立案をお願いします。このまま疑問が残るデータが存在することには大きな不安を抱かずにはおれません。

## # 3 . 保育従事職員借り上げ支援事業の病児保育従事保育士への適応について

本制度は認可保育所、小規模保育、事業所内保育に勤務する保育士に対して国と自治体、事業者が負担して、宿舍を借り上げる制度です。同じように保育を行っている病児保育施設に勤務する保育士には適応されておりません。このことは病児保育施設での保育士の確保を一層困難とさせております。保育所との差を埋めるために、病児保育事業所が単独で保育士の宿舍の借り上げをすることは、現在の新型コロナウイルスの流行下において利用率の低迷、さらに運営が困難になっている現状ではできません。この支援事業の対象として病児保育施設をお認めいただきたいと思います。



# 意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

## キャリアアップ研修の適応要件の延期または緩和

コロナ禍の中、研修が中止となることも多数あり 2022 年度（令和 4 年度）からの研修要件を満たすことが難しく、処遇改善 を受けることができない職員が多く発生すると考えられます。2022 年度（令和 4 年度）からの必須要件を延長または緩和のご検討いただきますようお願いいたします。

また、オンラインでのキャリアアップ研修を認めていない都道府県もあり、研修の充実と機会の拡充としてオンラインでのキャリアアップ研修制度の促進のお願いをいたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大及び災害等における休園について

近年、未曾有の自然災害により甚大な被害が毎年発生しております。また、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令も記憶に新しいところです。人命に関わる災害を前に早めの避難勧告、交通機関の計画運休など事前対策を強化してされているところです。厚生労働省においても臨時休園に関する検討のとりまとめが行われているようですが、現在の休園判断については各市町村の要請によるとなっております。

しかし、自治体の範囲が広く、被害の実態を把握できていない自治体も多くあり、また、先日の台風 10 号接近時は休日明けの開園のため、前日から園で待機し開所に備えた園もあると伺っています。子どもたちの安心安全の確保はもとより、保育従事者の安全確保のために自治体の要請のみではなく、地域の実情を把握している各園においても臨時休園判断ができるような制度設計のご検討をお願いいたします。

## ○ 保育標準時間の見直しについて

ワークライフバランスの推進、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、企業ではテレワークや時差出勤などの働き方の多様性が一気に進みました。労働者の視点から柔軟な働き方を進める企業が多い中、人口減少対策の視点と子ども達の心の成長や愛着に視点を合わせた働き方改革も必修です。短時間正規職員が導入されている中、子どもたちは 11 時間の長時間保育が保育標準時間とされている現状は、子どもの育ちに大きな影響を与えていると考えます。子ども達の精神的負担については教育・保育現場と家庭が連携し、軽減に努めていますが、働き方の見直しとともに、保育標準時間の短時間化につきましても見直しを頂けますようお願い申し上げます。

## ○ 危険手当等の処遇改善加算の新設要望

緊急事態宣言下には、社会生活を維持するうえで必要な事業に従事する保護者への就業を下支えするという使命感の中で、高い感染リスクの中で園内の衛生管理に最大限の配慮を行いながら、保育教諭は職務を継続しておりました。

現在もなお、感染予防のために日々園内・遊具消毒や健康チェック等の感染拡大以前と比べ、より一層衛生に対して気を配り運営しております。

社会的要請である保育を担う、保育教諭・幼稚園教諭・保育士の社会的地位や待遇を向上して行かない事には、人材不足の解消は不可能と考えます。

新型コロナウイルスへの感染リスクの中で自身の危険を承知しながら、職務を遂行し続けている保育教諭・幼稚園教諭・保育士へのより一層の処遇改善の新設を要望いたします。

令和2年10月5日

子ども・子育て会議 様

一般社団法人 日本こども育成協議会

副 会 長 中 正 雄 一

**令和3年度保育事業に係る制度政策について（提案要望）**

国におかれては、保育所等入所待機児童対策に注力され、2020年4月現在、300万人弱の利用定員を整備され、待機児童数は、2010年の約26,200人から約12,400人に半減しました。

しかしながら、企業主導型保育や小規模保育など多様な保育制度と補助制度の導入に伴い、同じような保育をしていますが、制度の違いにより交付金（補助金）に差が生じることによる不公平感の高まり、一部の地域ではあるが、過当競争により閉園に追い込まれた施設、保育士不足を遠因とする保育の質の低下など、課題が山積しております。これらは、直接、間接に子どもの健全な成長に影響を及ぼします。

依然として少子化傾向が続く中で、次代を担う子どもの健全育成は、国家の根源的な課題と言えます。

引き続き、子育て支援策の充実に注力するとともに、イコールフィッティングの観点から保育制度を見直し、適切な競争のもとに保育の質が向上するよう誘導していただきたく、以下の提案要望をいたします。

要望事項 1 (企業主導型保育)

【要望内容】

企業主導型保育に関し、次の事項について、認可保育所と同様の取扱いとしていただきたく提案要望いたします。

土曜閉所による運営費の減算処理

認可保育所は、閉所日数に応じて交付金の減算調整が行われており、企業主導型保育施設も、これと同様の取扱いとすること。

欠席児の取扱い

認可保育所は、毎月初日の在籍児童数に応じて交付金が積算されており、企業主導型保育施設も、これと同様の取扱いとすること。

【要望理由】

土曜閉所による運営費の減算処理

認可保育所は、土曜閉所に係る経費相当額から、土曜閉所日数に応じて設定する割合により減算する仕組みとなります。(例：1回閉所の場合は2 / 100の減算)

企業主導型保育施設は、例えば、週7日未満開所(完全週6日開所)の施設が、施設の都合により土曜日を月1回でも閉所した場合は、当該月は週6日未満開所(完全週5日開所)としての報告義務が課されており、この結果、補助金が大幅に減算されることとなります。

欠席児の取扱い

認可保育所は、欠席の理由の如何を問わず、月の初日在籍児童数に応じて交付金が積算されます。

企業主導型保育施設は、月の初日在籍児童であって、1か月間を通じて概ね16日(週4日)以上利用する者を定期利用児童とし、病欠以外の理由で月15日以下の利用となる場合は、当該月は定期的利用のない児童として補助金が減算されます。

## 要 望 事 項 2 (保育全般)

### 【要望内容】

新型コロナウイルス感染症を含め、非常事態における保育所のあり方について、国において明確な方針をお示しいただきたく提案要望いたします。

### 【要望理由】

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、地方自治体により、登園自粛、休園など対応がまちまちとなり、保育所、利用者とも大変な混乱をきたしました。

利用者からは、開園しているなら預かって欲しい、自粛ではなく休園にしていただかないと会社を休めないなど、申入れへの対応に苦慮する事例も生じました。

また、台風などによる自然災害発生時の対応についても、職員は危険を冒してでも出勤せざるを得ない状況も容易に想定されます。

医療機関や介護施設、警察、消防など、いわゆるエッセンシャルワーカーの子どもを預かることは、保育所の社会的役割であると認識しておりますが、終息が見えない新型コロナウイルスや頻発する自然災害への対応について、利用者、職員とも納得のいく方針を早急に策定し、社会的コンセンサスを得ていく必要があります。

### 要 望 事 項 3 (子育て支援全般)

#### 【要望内容】

子どもに関する施策を一貫して効率的、効果的に実施できるよう、「子ども・家庭省」の設置をご検討いただきたく提案要望いたします。

#### 【要望理由】

現在、子どもに関する施策は、内閣府、厚生労働省、文部科学省において実施されています。

このため、認定こども園と認可保育所、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業が示すように、施策が重複して実施され、分かりにくく、非効率となっていると思われます。

我が国は、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、このままでは、内閣府が示したように、未来を担う年少人口は総人口の1割程度しかおらず、高齢者人口は4割にも達することになります。

子どもと家庭は、社会を構成する基盤となるものです。全ての子どもと家庭が自立に必要な支援を受けられ、子どもが自己の能力を十分発揮できる仕組みを構築し、パラダイムシフトしていく必要があります。

このために、18歳未満の子どもと家庭に関する施策を一元的に所管し、効率的、効果的に実施していくための「子ども・家庭省」の設置について、イギリスのブラウン政権下で制度化された「子ども・教育・家庭省」を参考としながら検討されることを提案要望いたします。

令和2年10月5日

内閣府  
子ども子育て会議 御中

## 意見書

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
副会長 長田朋久

私たち公益社団法人は、全国約1万の社会福祉法人を中心とした認可保育園の団体です。コロナ禍にあっても、現在の認可保育園は、ほぼ通常に近い登園児を迎え、保育を行っております。まだまだ都市部を中心に予断を許しません、感染拡大防止に気を付けながら、エッセンシャルワーカーとして保育に励んでいます。今後とも、国や地方自治体からの手厚いご支援をよろしくお願いいたします。

### 1.人口減少地域に関して

この度は、人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究に着手していただきまして、誠にありがとうございます。

私たち全私保連では、以前からこの問題に対して積極的に取り組んでいます。平成19年より13年間人口減少は続いています。昨年は86万人の出生数86ショックとも呼ばれています。人口減少地域は急速に拡大し、保育がなくなると、子育て世帯が住めなくなるなど負のスパイラルに突入してしまいます。是非、人口減少地域の「保育」が消滅していかないように、地方の活性化も含めた、国の強力なバックアップを期待しています。

### 2.新たな計画を期待して

大きな成果をあげられた「子育て安心プラン」は2020年度(令和2年度)で終了します。2021年度(令和3年度)からは新たな事業計画が組まれることと思います。待機児童の解消だけでなく、保育現場の魅力の発信や保育の質の向上、更なる保育士の処遇の改善、第三者評価の受審率の向上等を盛り込んだ効果的で魅力的な事業計画の策定となるよう、子どもたちのため、将来の日本のために大いなる期待をしています。

### 3.宿舎借り上げ事業に関して

早期の待機児童解消のための急激な保育所新設は、確実に待機児童数を減らしてき

ています。一方で保育士不足はいよいよ深刻となり、各園は悲鳴さえ上げる状況です。

そんな中、お蔭様をもちまして、宿舎借り上げ事業は、都市部を中心に画期的で非常に有効な施策であります。

2020年度(令和2年度)までの予算化でしたが、この度2021年度の概算要求に見直しを含め盛り込んでいただきまして大変ありがとうございます。今後も確実に継続していただけますようよろしくお願い申し上げます。

#### **4.処遇改善等加算 に関して**

昨年度の我々の要望にお答えいただき、早速処遇改善等加算の通知の改正を行っていただきまして誠にありがとうございました。

基準年度を平成24年度から前年度に改正していただいたことで、一步前進しましたが、会計検査院や総務省の指摘を踏まえた改正となり、報告様式の簡素化を目指していたにもかかわらず結果的に簡素化が実現されませんでした。今後も更なる事務負担の軽減のための簡素化についてご検討をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### **5.処遇改善等加算 に関して**

2021年度末までに4科目以上の研修受講を目指していた処遇改善等加算のキャリアアップですが、コロナ禍の影響で、研修の中止が相次ぎ、更に受講人数の制限等もあり、思うように進んでいない現実があります。

来年度に受講状況を調査して決めるとなっていました。早期の方向性をお示しいただけますようよろしくお願い申し上げます。このような想定外の事が起きてしまった関係上早々に延期の方向性を示していただけませんか？

#### **6.人事院勧告に関して**

今月に公表予定の人事院勧告ですが、一部報道によるとマイナス勧告になるとも書かれています。もしもマイナス勧告になった場合でも、積み上げ方式を提唱している私たちは、公定価格が連動して引き下がることもやぶさかではございません。

一方で、コロナ禍でもエッセンシャルワーカーとして尽力してきた保育士の更なる処遇改善をお願いしている立場としては、保育士の処遇の下がらないような対応を、切にお願いしたいと思います。

以 上